

焼津市農業委員会 2 月総会議事録

1 日時

令和 4 年 2 月 16 日(水)午後 2 時 ~ 午後 3 時 00 分

2 場所

焼津市役所本庁会議室 1A

3 委員の出欠

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	村松 達雄	×	8	村松 章	○	15	杉本 芳郎	×
2	有谷 歳幸	○	9	鶴橋 俊次	×	16	石野 恵一	×
3	小長谷 鈴枝	×	10	桜井 亮平	×	17	藁科 光生	○
4	河合 英夫	×	11	石田 芳雄	○	18	鈴木 孝治	○
5	深津 三郎	○	12	杢村 輝夫	○	19	山下 早苗	○
6	横山 文哉	○	13	村松 正二	×			
7	村田 忠夫	○	14	八木 榮志	×			

4 事務局出席者

局長 川村仁 係長 今福肇 主査 丸山ヒロ 主事 清水健太郎

5 議事日程

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の専決受理について

第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の専決受理について

第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の専決受理について

第 4 号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可通知について

第 5 号 転用等確認について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について

第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について

第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可について

第 4 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について

第 5 号 下限面積の設定について(別段面積の基準)

第 6 号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を定めることについての農業委員会の意見(農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 条)について

第 7 号 農用地利用集積計画の決定について

事務局	開会に先立ちまして、委員の出席状況を報告します。 総員 19 名中、ただ今の出席委員は、<u>10 名</u>です。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により委員の過半数が出席していますので本総会は成立しています。
議長	定刻になりましたので、ただ今から令和 4 年 2 月総会を開会します。それでは初めに、本日の議事録署名人を指名します。5 番深津三郎委員、17 番藁科光生委員の両名をお願いします。それでは報告事項から始めます。 報告第 1 号から報告第 5 号までを一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	【報告第 1 号から報告第 5 号までを朗読】
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。 【質疑】 質疑を打ち切ります。お諮りします。報告第 1 号から報告第 5 号までを承認することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、報告第 1 号から報告第 5 号までは、承認することに決定しました。 続きまして、議事に入ります。 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可についての番号 15 及び 議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可についての番号 52 については、関連する議案となりますので、一括して審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 1 号、番号 15 を朗読後、説明】 本件は、別件申請の営農型太陽光発電施設(しせつ)設置(せっち)を目的とする農地法第 5 条許可申請に関連する区分地上権の設定であります。 営農型太陽光発電施設は、パネルを支える支柱部分の面積が一時転用の面積となり、営農者と転用者が違う場合は、農地に対するパネルが占める面積について、農地法第 3 条による区分地上権の設定をしなければなりません。 申請地は、サッポロビール静岡工場から南西へ約 400m に位置している市街化調整区域内の農用地区域内の農地であります。 当該施設は、平成 28 年 4 月及び平成 31 年 3 月に農地法 5 条の許可を得て既に建設されているもので、一時転用の期限である 3 年を迎えることから、営農型太陽光発電施設の設置を継続するための申請です。 営農型太陽光発電施設(しせつ)敷地(しきち)で下部の耕作者は関連会社の発電マン・アグリズ株式会社が「榊(さかき)」を栽培するものです。 事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 【議案第 3 号、番号 52 を朗読後、説明】

	本件は、岡当目の農地 1,325 m²の内 0.0925 m²について、営農型太陽光発電施設の支柱部分として一時転用したいというもので、議案第 1 号で説明しました既設の発電事業を継続するための 5 条申請であります。 申請地は、サッポロビール静岡工場から南西へ約 400m に位置している市街化調整区域内の農用地区域内の農地であります。 申請地の北側、南側は水路、東側は宅地及び田、西側は田であります。 審査したところ、本案件は、農用地区域内農地の不許可の例外規定の「一時転用」に該当する案件であり、転用期間は 3 年で、その転用期間は適用の範囲内であること、パネル下部の農地には榊(さかき)を栽培する計画で、収穫まで 5 年程度の期間を要し、収量については同一作物と同等の収量が見込めること、撤去費については、借人が撤去費を負担するという合意がなされていること、事業実施の現実性もあることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 12 番	2 月 8 日に申請人を呼んでヒアリングを行いました。 現地は写真を見てもらえばわかるように、手入れもしてあり、草も刈ってありますし、順調に榊も育っています。ただし、まだ収穫には至らないということです。 本来であれば、該当地域の平均収量の 8 割以上の収穫がなくてはいけないので、現状では困りますということで伝えさせていただきましたが、榊となると、やはり木が育つまでに 10 年近くかかりますので、やむなしと判断しました。 この申請地が、焼津市の営農型太陽光発電の許可の最初の事例でありますので、ここを厳しく審査しないと、これから焼津市で営農型をやろうとする業者に焼津市は甘いと思われるのもよくないため、これからも厳しく審査させていただくことを、申請者にも伝えさせていただきました。 現地調査及びヒアリングの結果、許可相当と判断しました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。議案第 1 号、番号 15 及び 議案第 3 号、番号 52 を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第 1 号、番号 15 及び 議案第 3 号、番号 52 は許可することに決定しました。 次に、議案第 1 号、番号 16 について審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 1 号、番号 16 を朗読後、説明】 申請地は、焼津市立和田小学校より北東へ約 500m に位置している市街化区域内の農地です。 本申請地は、譲受人が耕作管理する農地の近距離にあり、農業の規模拡大のために申請に及んだものであります。

	耕作方法は現状と変わらず、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはありません。 経営面積、農機具等の保有状況については問題なく、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは和田地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 8 番	申請地は、現在畑になっておりますが、申請時は畑ではなく駐車場と小屋になっておりまして、補正の指示として、現状復旧をしていただき、写真の通り畑に戻りました。 購入者はすぐ近くに住んでおりまして、十分耕作をしっかりとしていますので、問題はないかと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 1 号、番号 16 を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第 1 号、番号 16 を許可することに決定しました。 次に、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可についての番号 17 を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 2 号番号 17 を朗読後、説明】 本件は、西島の農地 147 m²について、駐車場及び駐輪場敷地に転用したいという申請であります。 申請人は、親族の工務店の事業拡大に伴い、駐車場を整備する必要があったことから、事務所隣接地を適地として造成して利用しておりました。この度、当該地を駐車場及び駐輪場敷地として転用したく本申請に及んだものであります。 申請地は、JA 経済連より南西へ約 400m に位置している第 3 種に該当する農地です。 申請地の東側は宅地、西側は雑種地（通路）、南側は道路、北側は雑種地（資材置場）であります。 なお、農地として利用されていないため、始末書の提出があります。 審査したところ、本案件は、第 3 種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 7 番	事務局の説明の通りであります。 申請人の親族の経営する工務店は、昭和 60 年から、従業員の増員に伴い、自動車や自転車の置き場に困り、申請地を埋め立てて駐車場として利用していました。

	現在工務店は会社として機能していなく、管財人の管理下にあることから、土地の整理をしなくてはならないということで、今回の申請に及んだものであります。 始末書の提出もあり、事情もやむを得ないということで、許可相当と判断しました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 2 号、番号 17 を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第 2 号、番号 17 は許可することに決定しました。 次に、議案第 2 号、番号 18 について審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 2 号、番号 18 を朗読後、説明】 本件は、西島の農地 44 m²について、倉庫敷地拡張に転用したいという申請であります。 申請人は、大工業を営んでいた申請人の夫が、道具や資材等を保管するための倉庫が必要となり、当該地に倉庫を線引き前の時代に建築して利用しておりました。この度、当該地を倉庫敷地拡張として転用したく本申請に及んだものであります。 申請地は、JA 経済連より南へ約 500m に位置している第 3 種に該当する農地です。 申請地の東側及び北側は道路、西側は宅地、南側は田であります。 なお、農地として利用されていないため、始末書の提出があります。 審査したところ、本案件は、第 3 種農地でありますので、一般基準をみれば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 7 番	事務局の説明の通りであります。 この建物は線引き以前の昭和 46 年に建築されたものであります。 この案件も先ほどの番号 18 と同じく、現在工務店は会社として機能していなく、管財人の管理下にあることから、土地の整理をしなくてはならないということで、今回の申請に及んだものであります。 始末書の提出もあり、事情もやむを得ないということで、許可相当と判断しました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 2 号、番号 18 を許可することにご異議ありませんか。

	【異議なし】 異議なしと認め、議案第 2 号、番号 18 は許可することに決定しました。 次に、議案第 2 号、番号 19 について審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 2 号、番号 19 を朗読後、説明】 本件は、下江留の農地 48 m²について、防災倉庫敷地に転用したいという申請であります。 既存の建物は、昭和 49 年以前に申請人の祖父が建築したもので、後に地元町内会の要望に応じて防災倉庫として貸し出して現在まで利用しておりました。この度、当該地を防災倉庫敷地として転用したく本申請に及んだものであります。 申請地は、大井川グランバーより南西へ約 300m に位置している第 1 種に該当する農地です。 申請地の東側は宅地、西側は水路及び道路、南側は田、北側は雑種地であります。 なお、農地として利用されていないため、始末書の提出があります。 審査したところ、本案件は、第 1 種農地の不許可の例外規定であります「にじみ出し」に該当する案件であり、転用面積は適当であり、周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは相川地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 7 番	事務局の説明の通りであります。 この倉庫は、昭和 49 年頃に建築され、米や精米機を入れる農業用の倉庫として利用されてきました。年とともに、精米機もやめ、しばらくは空き家状態となっていました。町内会より防災倉庫として使わせてほしいとの相談があり、使ってもらっていたとのことでした。 始末書の提出もあり、地域住民の生活に資するものでありまして、周辺農地への影響も軽微であることから、許可相当と判断しました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありますか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 2 号、番号 19 を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第 2 号、番号 19 は許可することに決定しました。 次に、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可についての番号 51 を審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 3 号、番号 51 を朗読後、説明】 本件は、石脇下の農地 352 m²について、資材置場敷地(伐採木、碎石等)に一時転用したいという申請であります。

	申請人は、土木工事業を営む法人です。今般、東名高速道路(特定更新等)静岡インターチェンジ～焼津インターチェンジ間の石脇下地区ののり面排水施設更新工事に伴い、工事期間中の資材置場敷地として周辺住民及び周辺農地に影響の少ない場所を探していたところ、申請地しかなく、当該地を資材置場として一時転用したく今般の申請に及んだものです。(一時転用の期間は、許可日から 21 ヶ月間です。) 申請地の場所は、東名高速道路日本坂パーキングエリア上り線より北東へ約 500m に位置している第 2 種に該当する農地です。 申請地の東側は水路、南側は水路及び道路、西側及び北側は畑であります。 審査したところ、本案件は、第 2 種農地であり、代替性の検討より他に候補地はないこと、また、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは東益津地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 12 番	事務局の説明の通りです。 2 月 5 日に東益津地区委員全員で現地調査を行いました。 申請地は、東名高速道路の工事をする現場のすぐ近くでして、写真の通り突き当りの場所にありますので、残土や伐採した木を置くには適した場所です。 周辺農地への影響も軽微であることから、許可相当と判断しました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 3 号、番号 51 を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第 3 号、番号 51 は許可することに決定しました。 次に、議案第 3 号、番号 53 について審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 3 号、番号 53 を朗読後、説明】 本件は、大島の農地 284 m²について、駐車場敷地に転用したいという申請であります。 申請人は、製造業を営む法人です。現在、申請地南西側に工場があり、事業拡大のため従業員の駐車場が不足していることから、申請地を譲り受けて駐車場敷地として確保したく今般の申請に及んだものです。 申請地の場所は、航空自衛隊静浜基地からより北へ約 300m に位置している第 3 種に該当する農地です。 申請地の東側及び北側は水路、西側は道路、南側は田(許可済地)であります。 なお、農地として利用されていないため、始末書の提出があります。 審査したところ、本案件は、第 3 種農地でありますので、一般基準をみたせば許可となります。周辺農地への影響も軽微であると判断できることから、事務局判断

	では、許可相当に該当する案件であると考えます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	それでは大富地区担当委員から、現地調査の結果と補足説明をお願いします。
地区委員 11 番	ただいまの事務局の説明の通りであります。 場所は大島と上小杉の境に位置する農地です。こちらの畑を整地して、駐車場として利用したいとのことです。 現地確認の結果、周辺農地への影響も軽微であることから、許可相当と判断しました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 3 号、番号 53 を許可することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第 3 号、番号 53 は許可することに決定しました。 次に、議案第 4 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について 審議します。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 4 号、番号 1 を朗読後、説明】 本件は相続税の納税猶予を受ける際に、被相続人が亡くなってから、10 か月以内に、税務署に届出をする際に添付する書類であり、納税猶予の適用を受けた農地は、市街化区域の農地については 20 年間、また市街化調整区域の農地については終身、農地として利用を続けなければならないというものです。 本件の申請地等を調査した結果、申請地は、田として利用され、適正に耕作管理されており、相続人も、引き続き農業経営を行うと認められるものと判断できることから、証明書を交付することに問題ないと判断されます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 4 号、番号 1 について原案のとおり承認し、証明書を交付することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第 4 号、番号 1 を承認し、証明書を交付することに決定しました。 次に、議案第 5 号、下限面積の設定について(別段面積の基準)を議題とします。 それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	【議案第 5 号を朗読後、説明】 平成 21 年 12 月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面

	積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになりました。これにより、現在は焼津市全域で30アールを下限面積としたところであります。 「農業委員会の適正な事務実施について」(20 経営第 5791 号平成 21 年 1 月 23 日付け農林水産省経営局長通知)が、平成 22 年 12 月 22 日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積(別段面積)の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。 これにより、下限面積については、下記のとおり提案します。 方針としては、現行の下限面積 30 アールのままとし、変更は行わないこととする。 その理由は、農地法施行規則第 17 条第 1 項を適用し、設定区域内において、農地を耕作の事業に供している者の総数が 100 分の 40 を下らないためです。要約すると、焼津市全域の別段の面積である 30 アール未満で耕作している農家が 4 割以上であるためです。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。議案第 5 号、下限面積の設定について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第 5 号、下限面積の設定について、原案のとおり承認することに決定しました。 次に、議案第 6 号、農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 条による意見について審議します。 それでは、農政課の説明を求めます。
農政課 事務局	<議案の朗読・説明>
議長	説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第 6 号、農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 条による意見について 原案のとおり回答することにご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第 6 号、農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 条による意見について、原案のとおり回答することに決定しました。 次に議案第 7 号、農用地利用集積計画の決定について議題とします。 それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	<議案の朗読・説明> 以上の計画申請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。 【質疑なし】 質疑は無いようですので、質疑を打ち切ります。お諮りします。議案第7号、農用地利用集積計画を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。 【異議なし】 異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり決定しました。 以上で、本日の議事並びに報告事項はすべて終了しました。ご協力ありがとうございました。以上をもちまして、令和4年2月総会を閉会します。
----	---